

スマートルーミング・ライナフアプリ（管理者）利用規約

本規約は、株式会社ライナフ(以下「当社」)が提供する「スマートルーミング」「ライナフアプリ」（第2条で定義する。）の利用について、当社と本システムを利用する企業（以下「利用者」といい、当該企業の業務委託先企業を含む）に適用される条件を定めるものである。

第1条(適用)

本規約は、利用者と当社との間の本システムの利用に関わる一切の關係に適用されるものとする。

第2条(定義)

- (1) 「スマートルーミング」とは、当社から提供するハードウェア（別紙1に記載）の管理および入居者の管理を行う Web システムをいう。
- (2) 「ライナフアプリ」とは、スマートルーミングでアカウント発行を行うことで操作が可能となるスマートフォンアプリをいう。
- (3) 「スマートルーミング Connect」とは、当社から提供するハードウェアを操作する為のアプリケーション・プログラミング・インターフェイスをいう。
- (4) 「本システム」とは、スマートルーミング、ライナフアプリ、およびスマートルーミング Connect の総称である。
- (5) 「本契約」とは、利用者の申込みと当社の承諾により、本規約に基づき発生する契約関係をいう。

第3条(申込と承諾)

利用者になろうとする者は、本規約の内容を承諾した上で、当社が指定する申込書に必要事項を記入し、押印の上、本システムの利用の申込をするものとする。もしくは、当社から既にスマートルーミングの管理者アカウントを付与している場合は、スマートルーミングの利用開始時に表示される本規約への同意を以て申込とする。

なお、当社は、申込内容に以下の事由があると判断した場合には、申込を承認しないことがあるが、その理由については一切の開示する義務を負わない。

- (1) 申込内容に虚偽があった場合。
- (2) 申込をした企業が、過去に当社との間で契約違反があった場合。
- (3) その他、当社が本システムの利用を適切ではないと判断した場合。

第4条(利用条件)

利用者は、以下の条件で本システムを利用するものとする。

- (1) 契約開始日：スマートルーミングのアカウントを発行して利用者に通知した日。
 - (2) 稼働環境：WEB サイトは Microsoft Edge および Google Chrome の最新バージョンでの動作は保証する。
 - (3) 権利帰属：当社は利用者に対して契約期間内における本システムの利用を許諾するものであり、契約期間中および契約期間終了後も、権利は当社（またはその権利を有する第三者）に帰属する。
- ただし、スマートルーミング Connect を利用する場合は以下の条件にも同意するものとする。
- (1) 当社は本サービスの信頼性を確保する目的で、スマートルーミング Connect の利用範囲、アクセス回数、アクセス時間、その他当社が定める制限を加えることができるものとし、利用者はこれに従うこと。
 - (2) スマートルーミング Connect のレスポンスはベストエフォート方式による提供のため、実際の通信速度は、場所、通信環境、ネットワークの混雑状況、対応製品に応じて変化すること。
 - (3) 当社ネットワークに継続的な混雑状態が発生した際には、通信を制限する可能性があること。

第5条(ID、パスワードおよびAPI 用認証トークンの管理)

利用者は、当社が供給する本システムの ID、パスワードおよび API 用認証トークンを、下記の条件で管理することに合意するものとする。

- (1) 当社は利用者が管理画面を利用できるように利用者用 ID およびパスワードを付与する。
- (2) 当社は利用者がスマートルーミング Connect の提供する API を利用できるように API 用認証トークンを付与する。
- (3) 利用者は、自己の責任において、本システムの利用者用 ID、パスワードおよび API 用認証トークンを管理するものとする。
- (4) 当社は、利用者用 ID とパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、その利用者用 ID を登録している利用者自身によるものとみなす。万が一、管理を怠ったために損害が発生した場合は、全て利用者の負担とし、当社はいかなる責任も負わない。

第6条(禁止事項)

利用者は、本システムの利用にあたり、以下の行為をしてはならない。

- (1) 法令または公序良俗に違反する行為。
- (2) 犯罪行為に関連する行為。
- (3) 当社のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為。
- (4) 本システムの運営を妨害するおそれのある行為。
- (5) 他の利用者または他の入居者に関する個人情報を収集または蓄積する行為。
- (6) 本のシステムの改良、変更、解析する行為。
- (7) 本のシステムの譲渡、購入、販売、質入、転貸または再使用承諾する行為。
- (8) 他の利用者に成りすます行為。
- (9) 本のシステムに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為。
- (10) 第三者へ本システムに関する ID およびパスワードを開示する行為。ただし、スマートルーミング Connect を利用する場合を除く。
- (11) 第三者に本システムを利用させる行為。ただし、スマートルーミング Connect を利用する場合を除く。

(12) その他、当社が不適切と判断する行為。

第7条(本システムの提供の停止・中断)

当社は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、利用者に事前に通知することなく本システムの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとする。なお、当社は、本システムの提供の停止または中断により、利用者または第三者が被ったいかなる不利益または損害について、一切の責任を負わない。

- (1) 本システムにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合。
- (2) 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本システムの提供が困難となった場合。
- (3) コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合。
- (4) その他、当社が本システムの提供が困難と判断した場合。

第8条(利用制限・登録抹消)

当社は、利用者が以下に該当する場合には事前の通知なく、利用者に対して、本システムの全部もしくは一部の利用を制限し、または利用者としての登録を抹消することができるものとする。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合。
- (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合。
- (3) 銀行取引停止処分を受けた場合。
- (4) 手形の不渡りが生じた場合。
- (5) 第三者から仮差押え、仮処分、差押え、滞納処分その他の強制執行処分を申し立てられた場合。
- (6) 破産、民事再生手続き、会社更生手続きまたは特別清算手続きの申立、あるいは申立をなされた場合。
- (7) その他、当社が本システムの利用が適当でないと判断した場合。

第9条(返却)

理由のいかんを問わず本契約が終了した場合、本システムの全部もしくは一部の利用を制限します。

データ、ログの保管期間については以下の通りとする。

1. アクセスログ、監査ログについては3年間の保管とする。
2. 利用者が本システムに登録したデータは契約終了後12ヶ月で削除し個別の削除通知は行わない。

第10条(免責事項)

当社の損害賠償責任は、当社の故意または重過失によらない場合には免責されるものとする。当社が何らかの理由によって責任を負う場合は、当社が提供するハードウェアごとに別紙1に定める金額の通り賠償の責任を負うものとする。当社は、本システムの利用に関して、利用者その他の利用者、入居者または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について、一切責任を負わない。

また、当社ハードウェアの故障、設置後のハードウェアや配線状況の変更を起因とする障害について、一切の責任を負わない。

第11条(システム内容の変更等)

当社は、利用者に通知することなく、本システムの内容を変更または本システムの提供を中止することができるものとし、これによって利用者 に生じた損害について一切の責任を負わない。

第12条(利用規約の変更)

当社は、必要と判断した場合には、利用者に通知することなくいつでも本規約を変更することができるものとする。なお、利用者の権利を制限し、または利用者の義務を加重する変更については、当社は利用者の事前の承諾を得るものとする。

第13条(通知または連絡)

利用者と当社との間の通知または連絡は、メールまたは書面によって行うものとする。

第14条(権利義務の譲渡の禁止)

利用者は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務を第三者に譲渡し、または担保に供することはできない。

第15条(プライバシーポリシー)

当社は、個人情報の取扱いについては、法令および当社のプライバシーポリシー (<https://linough.com/privacypolicy/>)、ライナフアプリ利用規約 (https://www.smartrooming.net/contents/app_terms_of_use) に準拠する。

第16条(秘密保持)

利用者は、文書、口頭その他方法のいかんを問わず、当社が提供するサービスまたは製品に関連して知り得た営業上・技術上の情報(以下「秘密情報」という。例えば、製品仕様、契約条件、施工方法等を含む。)を第三者に漏洩または開示してはならない。ただし、次の各号に該当するものは秘密情報に含まれない。

- (1) 開示を受ける前に既に自己が保有していたもの。
- (2) 開示を受ける前に既に公知または公用となっていたもの。
- (3) 開示を受けた後に、自己の責によらずに公知または公用となったもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの。
- (5) 秘密情報によらず独自に開発したもの。

利用者は、秘密情報について厳重に管理し、当社の書面による事前承諾なく第三者に開示・漏洩してはならず、また自己または第三者の利益のために使用してはならない。

利用者は、秘密情報を当社の書面による事前承諾なく複製または改変してはならず、また複製物も秘密情報として取り扱うものとする。

利用者は、サービス利用終了時または当社から請求があった場合、自己の管理下にある秘密情報およびその複製物を返還または削除しなければならない

第 17 条(反社会勢力の排除)

当社および利用者は、それぞれ、本契約締結日において、自らが反社会的勢力に該当せず、また、反社会的勢力に該当する者と業務提携関係その他の継続的な取引関係を有しないことを表明および保証し、かかる状態を将来にわたって維持することを誓約する。

当社および利用者は、それぞれ相手方に対して、法的な責任を超えた要求および暴力的な要求その他の不当な要求行為を行わず、また、これに類する行為を行わない。

当社および利用者は、相手方が本条の表明に関して虚偽の申告をし、または本条の確約に違反したことが判明した場合には、催告を要することなく直ちに本契約を解除できるものとする。

本条の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

また、かかる解除により解除した者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

第 18 条(準拠法・裁判管轄)

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とする。本契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上

2023 年 1 月 30 日制定

2023 年 5 月 15 日改定

2023 年 11 月 1 日改定

2024 年 2 月 20 日改定

2024 年 3 月 6 日改定

2024 年 9 月 5 日改定

2025 年 4 月 3 日改定

2025 年 9 月 18 日改定

株式会社ライナフ
代表取締役 滝沢 潔

別紙1：提供ハードウェア

スマートルーミング・ライナフアプリ（管理者）利用規約に加え、以下に基づいて見積書に記載された各ハードウェアを提供します。

1. NinjaLockM

- (1) 定義：「NinjaLockM」とは、建物の専有部および共有部に設置する、ライナフアプリで解錠操作や設定変更を行う装置をいう。
- (2) 契約開始日：機器の納品が完了した日。
- (3) 契約期間：販売のため無し。
- (4) 保証期間：納品日より2年。NinjaLockM 延長保証を申込みの場合、納品日より7年。ただし、NinjaLockM 延長保証は納品日より2年以内の申込が必要となる。
- (5) 利用料金：見積書に記載の通りとする。
- (6) 権利帰属：見積書に記載の金額が支払われた時点をもって利用者に帰属する。
- (7) 責任負担：利用者に権利が帰属した後は、当社は利用者に対して責任を負わない。ただし、保証期間を除くものとし、利用者は当社が求める必要な措置に積極的に協力することとする。
- (8) 請求者：当事者への弁済費用請求は協議のうえ利用者または当社が行うこととする。当社が行う場合、利用者は当事者への請求にあたり、当社が求める必要な措置に積極的に協力することとする。
- (9) 免責事項：当社の損害賠償責任は、当社の故意または重過失によらない場合には免責されるものとする。当社が何らかの理由によって責任を負う場合は、1台当たり10,000円を上限として賠償の責任を負うものとする。当社は、NinjaLockMの利用に関して、利用者その他の利用者、入居者または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について、一切の責任を負わない。
- (10) その他：デジタルキー発行プランでの契約の場合、入居者にスマートルーミングより入居代表者として権限付与を行った際に、デジタルキー発行料を見積書に記載の通り当社から利用者に請求するものとする。ただし、法人としては登録する場合は入居者様の入れ替え毎にデジタルキー発行費用を請求するものとする。当社は利用者のスマートルーミングの権限付与履歴を参照し、当月分を月末で集計し翌月に請求するものとする。ただし、権限付与が行われなかった月の請求は行わない。

2. NinjaEntrance

- (1) 定義：「NinjaEntrance」とは、集合住宅のエントランス部に設置する、ライナフアプリで遠隔でエントランスドアを解錠する装置をいう。電源ケーブル等の付属部品も含まれる。
- (2) 契約開始日：本ハードウェアを設置した日またはスマートルーミングのアカウントを発行して利用者へ通知した日のいずれか遅い日
- (3) 契約期間：契約開始日の当月1日から1か月とする。
- (4) 契約の更新及び終了：契約満了日5日前までに利用者または当社からの書面による解約の申し出、またはスマートルーミング上での解約の申し出がない場合は、同じ条件で自動更新される。ただし、無料期間はこの限りではない。
- (5) 利用料金：見積書、またはスマートルーミング上での申込書に記載の通りとする。なお、月額費用の日割り計算は行わない。
- (6) 権利帰属：当社は利用者に対して契約期間内におけるNinjaEntranceの利用を許諾するものであり、契約期間中および契約期間終了後も、NinjaEntranceの所有権を含むその他の権利は当社（またはその権利を有する第三者）に帰属する。
- (7) 責任負担：利用者は、NinjaEntranceの紛失、故障、損壊については、利用者、入居者、その他の利用物件の訪問者（以下「当事者」という）の故意または過失がない限り、当社に対して責任を負わない。当事者に故意または過失がある場合、当事者が特定できないときに限り利用者は当社に対して責任を負わない。ただし、当事者を特定するため、利用者は防犯カメラの映像確認等、当社が求める必要な措置に積極的に協力することとする。
- (8) 請求者：当事者への弁済費用請求は協議のうえ利用者または当社が行うこととする。当社が行う場合、利用者は当事者への請求にあたり、当社が求める必要な措置に積極的に協力することとする。
- (9) 提供の停止・中断：NinjaEntranceが盗難、故障、損壊により修理または交換が必要となった場合、利用者に事前に通知することなくNinjaEntranceの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとする。なお、当社は、NinjaEntranceの提供の停止または中断により、利用者または第三者が被ったいかなる不利益または損害について、一切の責任を負わない。
- (10) 返却：本契約が終了した際は、NinjaEntranceを当社に返却するものとする。（当社がNinjaEntranceの撤去作業を行う場合には、利用者となるべく早い作業日程を調整する。）万が一、利用者の故意・過失に基づく破損、紛失等により返却できない場合は、その旨を当社に通知し、利用者はこれらの時価を賠償するものとする。
- (11) 免責事項：当社の損害賠償責任は、当社の故意または重過失によらない場合には免責されるものとする。当社が何らかの理由によって責任を負う場合は、本利用者が直近3か月分の当社に対して支払い済みのNinjaEntranceの月額利用料を上限として賠償の責任を負うものとする。当社は、NinjaEntranceの利用に関して、利用者その他の利用者、入居者または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について、一切の責任を負わない。
- (12) その他：デジタルキー発行プランでの契約の場合、入居者にスマートルーミングより入居代表者として権限付与を行った際に、デジタルキー発行料を見積書に記載の通り当社から利用者に請求するものとする。ただし、法人としては登録する場合は入居者様の入れ替え毎にデジタルキー発行費用を請求するものとする。当社は利用者のスマートルーミングの権限付与履歴を参照し、当月分を月末で集計し翌月に請求するものとする。ただし、権限付与が行われなかった月の請求は行わない。

3. ライナフ Gate

- (1) 定義：「ライナフ Gate」とは、集合住宅のエントランス部にiPadを設置し、エントランスドアを解錠するiPadアプリによるサービスをいう。
- (2) 契約開始日：本ハードウェアを設置した日またはスマートルーミングのアカウントを発行して利用者へ通知した日のいずれか遅い日。

- (3) 契約期間：2年。ただし見積書に別途記載がある場合は、見積書に記載の契約期間とする。契約満了日30日前までに利用者または当社からの書面による解約の申し出がない場合は、契約期間を1年に変更の上、その他については同じ条件で自動更新される。なお、契約期間途中での契約解除時には、残存分の月額費用一括で支払うものとする。
- (4) 利用料金：見積書に記載の通りとする。なお、月額費用の日割り計算は行わない。
- (5) 権利帰属：当社は利用者に対して契約期間内におけるライナフ Gate の利用を許諾するものであり、契約期間中および契約期間終了後も、ライナフ Gate の所有権を含むその他の権利は当社（またはその権利を有する第三者）に帰属する。
- (6) 責任負担：利用者は、ライナフ Gate に関する製品の紛失、故障、損壊については、利用者、入居者、その他の利用物件の訪問者（以下「当事者」という）の故意または過失がない限り、当社に対して責任を負わない。当事者に故意または過失がある場合、当事者が特定できないときに限り利用者は当社に対して責任を負わない。ただし、当事者を特定するため、利用者は防犯カメラの映像確認等、当社が求める必要な措置に積極的に協力することとする。
- (7) 請求者：当事者への弁済費用請求は協議のうえ利用者または当社が行うこととする。当社が行う場合、利用者は当事者への請求にあたり、当社が求める必要な措置に積極的に協力することとする。
- (8) 提供の停止・中断：当社は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、利用者に事前に通知することなく本システムの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとする。なお、当社は、本システムの提供の停止または中断により、利用者または第三者が被ったいかなる不利益または損害について、一切の責任を負わない。
- 1 本ハードウェアが盗難、故障、損壊により修理または交換が必要になった場合。
 - 2 本システムにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合。
 - 3 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、本システムの提供が困難となった場合。
 - 4 コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合。
 - 5 本ハードウェアに対しての直射日光、雨濡れにより故障した場合。
 - 6 その他、当社が本システムの提供が困難と判断した場合。
- (9) 返却：本契約が終了した際は、ライナフ Gate に関する製品を当社に返却するものとする。（当社が撤去作業を行う場合には、利用者となるべく早い作業日程を調整する。）万が一、利用者の故意・過失に基づく破損、紛失等により返却できない場合は、その旨を当社に通知し、利用者はこれらの時価を賠償するものとする。
- (10) 免責事項：当社の損害賠償責任は、当社の故意または重過失によらない場合には免責されるものとする。当社が何らかの理由によって責任を負う場合は、本利用者が直近3カ月分の当社に対して支払い済みの直近3カ月分の利用料金を上限として賠償の責任を負うものとする。当社は、ライナフ Gate の利用に関して、利用者との利用者、入居者または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について、一切の責任を負わない。
- (11) その他：デジタルキー発行プランでの契約の場合、利用物件における新規入居者へのライナフアプリアカウントの発行を必須条件とする。なお、利用者がスマートルーミングより入居代表者としてライナフアプリアカウントの権限付与を行った際に、デジタルキー発行費用を見積書に記載の通り当社から利用者へ請求するものとする。ただし、入居代表者として法人へライナフアプリアカウントの権限付与を行った場合、入居者の入れ替え毎にデジタルキー発行費用を請求するものとする。当社は利用者のスマートルーミングの権限付与履歴を参照し、当月分を月末で集計し翌月に請求するものとする。ただし、権限付与が行われなかった月の請求は行わない。最後にライナフアプリアカウントの発行を行った日より、1年間新規でライナフアプリアカウントの発行が行われなかった場合、1回分の顔認証登録料を当社から利用者へ請求するものとする。ただし、入居者の入れ替わりが行われなかったことを利用者が当社に対して示した場合には請求しないものとする。

4. ライナフロック S

- (1) 定義：「ライナフロック S」とは、建物の専有部および共有部に設置する、ライナフアプリで錠操作等を行う装置をいう。
- (2) プラン：ライナフロック S の提供方法は以下の3種類とする。
 - ① 買い切りプラン
 - ② 月額プラン
 - ③ デジタルキー発行プラン
- (3) 各プランの利用条件：

① 買い切りプラン

定義：「買い切りプラン」とは、利用者がライナフロック S を当社から購入し、所有するプランをいう。

契約開始日：-

契約期間：-

保証期間：納品日より2年とする。

利用料金：見積書に記載の通りとする。

権利帰属：ライナフロック S の納品が完了した時点をもって、所有権は利用者に移転する。

責任負担：所有権移転後、当社は利用者に対して責任を負わない。ただし、保証期間を除くものとし、利用者は当社が求める必要な措置に積極的に協力することとする。

弁済費用請求：利用者、入居者、その他の利用物件の訪問者（以下「当事者」という）によりライナフロック S の紛失、故障、損壊が生じた場合、当事者への弁済費用請求は協議のうえ利用者または当社が行うこととする。当社が行う場合、利用者は当事者への請求にあたり、当社が求める必要な措置に積極的に協力することとする。

免責事項：当社の損害賠償責任は、当社の故意または重過失による場合を除き負わないものとする。当社が何らかの理由によって責任を負う場合における損害賠償額の上限は、1台当たり10,000円として、当社はこれを超えて賠償の責任を負わない。なお、当社は、ライナフロック S の利用に関して、利用者との利用者、入居者または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について、当社の故意又は重過失による場合を除き、責任を負わない。

② 月額プラン

定義：「月額プラン」とは、利用者がライナフロック S を当社からレンタルし、月額利用料を支払うプランをいう。

契約開始日：ライナフロック S 設置した日または納品から 3 ヶ月経過した日のいずれか早い日。

契約期間：契約開始日の属する月の 1 日を起算日として、2 年間で最低契約期間とする。利用者がこの最低契約期間中に解約する場合は、当初契約満了日までの残存期間分の月額利用料を一括で支払うものとする。最低契約期間満了後は、特段の解約申出がない限り 1 か月単位で自動更新されるものとし、当社又は利用者が解約を希望する場合は当該月の解約希望日の 1 か月前までに書面またはスマートルーミング上で申し出なければならない。

権利帰属：当社は利用者に対して契約期間内におけるライナフロック S の利用を許諾するものであり、契約期間中および契約期間終了後も、ライナフロック S の所有権を含むその他の権利は当社（またはその権利を有する第三者）に帰属する。

利用料金：見積書に記載の通りとする。月額費用の日割り計算は行わない。

責任負担：利用者は、ライナフロック S の紛失、故障、損壊については、利用者、入居者、その他の利用物件の訪問者（以下「当事者」という）の故意または過失がない限り、当社に対して責任を負わない。当事者に故意または過失がある場合、当事者が特定できないときに限り利用者は当社に対して責任を負わない。ただし、当事者を特定するため、利用者は防犯カメラの映像確認等、当社が求める必要な措置に積極的に協力するものとする。

保証・交換：契約期間中に当事者の故意または過失によらずライナフロック S が故障した場合には、当社は無償で機器交換に応じるものとする。ただし、契約開始日から 2 年経過後に機器交換が行われた場合の取扱いについては、当該交換日を新たな契約開始日とし、当該ライナフロック S に対して再度 2 年間の最低契約期間が発生するものとする。

弁済費用請求：当事者への弁済費用請求は協議のうえ利用者または当社が行うこととする。当社が行う場合、利用者は当事者への請求にあたり、当社が求める必要な措置に積極的に協力することとする。

提供の停止・中断：ライナフロック S が盗難、故障、損壊等により修理または交換が必要となった場合、利用者に事前に通知することなくライナフロック S の全部または一部の提供を停止または中断することができるものとする。なお、当社は、ライナフロック S の提供の停止または中断により、利用者または第三者が被ったいかなる不利益または損害について、一切の責任を負わない。

返却：本契約が終了した際は、利用者はライナフロック S を当社に返却しなければならない。利用者の故意又は過失により破損、紛失その他の事由で返却できない場合、利用者はその旨を直ちに当社に通知し、当社が合理的に算定した時価を賠償するものとする。

免責事項：当社の損害賠償責任は、当社の故意または重過失による場合を除き負わないものとする。当社が何らかの理由によって責任を負う場合における損害賠償額の上限は、1 台当たり直近 12 カ月分の支払済みのライナフロック S に係る月額利用料として、当社はこれを超えて賠償責任を負わない。なお、当社は、ライナフロック S の利用に関して、利用者との利用者、入居者または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について、当社の故意又は重過失による場合を除き、責任を負わない。

③ デジタルキー発行プラン

定義：「デジタルキー発行プラン」とは、利用者がライナフロック S を当社からレンタルし、その利用にあたり機器提供費用およびデジタルキー発行費用を支払うプランをいう。なお、「デジタルキー発行」とは、スマートルーミングを通じて入居者に対し、ライナフロック S を利用するための電子的な解錠権限（鍵情報）を新規に付与することをいう。

契約開始日：ライナフロック S を設置した日またはスマートルーミングのアカウントを発行して利用者へ通知した日のいずれか遅い日。

契約期間：契約期間の定めなし。

利用料金：

機器提供費用：見積書に記載の通りとする。

デジタルキー発行費用：見積書に記載の通りとする。

請求方法：

機器提供費用の請求は、原則としてライナフロック S 設置後の初回のデジタルキー発行月に行う。ただし、ライナフロック S 納品後 3 ヶ月以内にデジタルキーが発行されない場合は、機器提供費用のみを当該 3 ヶ月目に請求する。また、機器の交換が生じた場合は、その交換月に請求する。

デジタルキー発行費用は、入居者に対しスマートルーミング上で「入居代表者」権限の付与を行った際に、見積書に記載の通り利用者へ請求する。ただし、入居者としての契約者が法人である場合には、「入居代表者」権限は法人に付与されるものとするが、実際に入居する個人が入替わったときは、その都度デジタルキー発行費用を請求する。当社はスマートルーミングの権限付与履歴を参照し、当月分を月末に集計し翌月に請求する。なお、当月に権限付与が行われなかった場合は請求を行わない。

権利帰属：当社は利用者に対して契約期間内におけるライナフロック S の利用を許諾するものであり、契約期間中および契約期間終了後も、ライナフロック S の所有権を含むその他の権利は当社（またはその権利を有する第三者）に帰属する。

責任負担：利用者は、ライナフロック S の紛失、故障、損壊については、利用者、入居者、その他の利用物件の訪問者（以下「当事者」という）の故意または過失がない限り、当社に対して責任を負わない。当事者に故意または過失がある場合、当事者が特定できないときに限り利用者は当社に対して責任を負わない。ただし、当事者を特定するため、利用者は防犯カメラの映像確認等、当社が求める必要な措置に積極的に協力することとする。

保証・交換：契約開始日から 2 年以内に当事者の故意または過失によらずライナフロック S が故障した場合には、当社は無償で機器交換に応じるものとする。

弁済費用請求：当事者への弁済費用請求は協議のうえ利用者または当社が行うこととする。当社が行う場合、利用者は当事者への請求にあたり、当社が求める必要な措置に積極的に協力することとする。

提供の停止・中断：ライナフロック S が盗難、故障、損壊等により修理または交換が必要となった場合、利用者に事前に通知することなくライナフロック S の全部または一部の提供を停止または中断することができるものとする。なお、当社は、ライナフロック S の提供の停止または中断により、利用者または第三者が被ったいかなる不利益または損害について、一切の責任を負わない。

返却：本契約が終了した際は、利用者はライナフロック S を当社に返却しなければならない。利用者の故意又は過失により破損、紛失その他の事由で返却できない場合、利用者はその旨を直ちに当社に通知し、当社が合理的に算定した時価を賠償するものとする。

免責事項：当社の損害賠償責任は、当社の故意または重過失によらない場合には免責されるものとする。当社が何らかの理由によって責任を

負う場合は、1台当たり10,000円を上限として賠償の責任を負うものとする。なお、当社は、ライナブロックSの利用に関して、利用者その他の利用者、入居者または第三者との間において生じた取引、連絡または紛争等について、当社の故意又は重過失による場合を除き、責任を負わない。

別紙2：スマートルーミング代行プラン

スマートルーミング・ライナフアプリ（管理者）利用規約に加え、以下に基づいて発注書に記載されたアカウント代行プランを提供します。

- (1) 定義：利用者からの委託により、当社が、該当物件のスマートルーミングのアカウント発行、修正、削除等の業務を代行することをいう。利用者は本サービスを利用するにあたり、管理責任者を選定し、一切の情報管理について責任を負うものとする。作業に必要な入居者および契約情報は、利用者または管理責任者が入居者から取得し当社に連絡するものとする。
- (2) 利用料金：見積書に記載の通りとする。
- (3) 責任負担：当社は利用者から委託された作業の実施についてのみ責任を負う。委託業務における入居者および契約に関する一切の情報は利用者または管理責任者の責任において管理運営するものとする。
- (4) 免責事項：当社の損害賠償責任は、当社の故意または重過失によらない場合には免責されるものとする。当社が何らかの理由によって責任を負う場合は、本プランの（2）で記載の利用料金を上限として賠償の責任を負うものとする。